

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	福島県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	106-4
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://cms.pref.fukushima.lg.jp/sec/11045a/

執行機関名 福島県知事

高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第一 知事 第三の項 独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる専攻科修学支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構(平成十五年法律第九十四号)第三条	福島県私立高等学校専攻科支援金交付要綱 第二条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、<u>教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等(大学及び高等専門学校)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)</u>の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>県は、<u>専攻科に在学する生徒</u>がその授業料に充てるために専攻科支援金を受けることにより、私立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって<u>教育の機会均等に寄与</u>することを目的とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>福島県私立高等学校専攻科支援金交付要綱 福島県私立高等学校専攻科支援金受給資格認定等事務処理要領 高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和2年4月1日 文部科学大臣決定)</p>